



まもろうネットニュース第35号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和7年7月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

▼令和6年度 登別市消費生活センター相談報告

	令和6年度	(令和5年度)	増減
相談件数	235件	(221件)	14件増加

●相談の特徴

	令和6年度	(令和5年度)	増減
不審なメール、架空請求等	45件	(33件)	12件増加
インターネット通信サービス等	21件	(30件)	9件減少
健康食品関連	24件	(12件)	12件増加
化粧品関連	17件	(22件)	5件減少

不審なメール・架空請求等に関する相談が全体の中でも多く、特に不審な電話の増加件数が目立ちました。今回は全国的にも多発している不審な電話についてご紹介します。

▼警察を名乗る電話に注意！

～警察がLINEに誘導することはありません～

警察を名乗る不審な電話に関する相談が全国で寄せられています。「あなた名義の携帯電話が犯罪に悪用されている」「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている」などと言い、LINEのビデオ通話に誘導し警察手帳を見せて個人情報を知ったり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口が見られます。電話口で「逮捕」等と言われて、仕事や生活への影響を恐れて焦って対応してしまう可能性もあります。

- ・警察がLINEを使って連絡をしたり、金銭を個人名義の口座に振り込ませたりすることはありません。
- ・警察を名乗る電話があっても慌てず、いったん電話を切って、消費生活センターまたは警察相談専用電話「#9110」番に相談してください。

●消費者へのアドバイス



- 知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。また、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- 相手が自分の個人情報を知っていても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。自分からも個人情報を絶対に伝えないでください。

対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサプリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)



©Kurosaki Gen

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)

定期購入「返品」だけでは 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を購入したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。